

タイムライン及び ToDo リストを活用した雪寒対応の取り組み

中部地方整備局 三重河川国道事務所 道路管理第一課

1. はじめに

当事務所は、三重県内の国道1号及び23号などの直轄国道197.6kmを管理している。管内は、比較的温暖な太平洋側気候であるものの、滋賀県境の国道1号（鈴鹿峠）を中心に降雪があるほか、北勢地方などの平野部でも毎年のように降雪があることから、ノーマルタイヤの車両などの立ち往生による通行障害が発生する懸念がある。

こうした雪害対応には、降雪開始までの短時間に、雪氷業者及び維持業者などの請負業者を含めた体制を構築し、警察及び他の道路管理者などの関係行政機関並びに災害協定事業者などと連携する必要がある。

そこで、こうした体制の構築や関係行政機関などとの連携を迅速かつ確実にを行うため、タイムライン及びToDoリストを作成したところ、雪寒対応の「見える化」による体制強化などの様々な効果が得られたことから、その取り組みを紹介する。



2. タイムラインについて

(1) 作成の手順

a) 雪寒体制を構築する気象条件の整理

当事務所では、平成26年11月の災害対策基本法の改正以降、スタック車両の発生が懸念される降雪が予測されたときは、雪寒体制を構築することとしている。

そこで、タイムライン（次頁表-1参照）を作成するに当たり、まずは、スタック車両の発生が懸念される降雪が予測される気象条件について、平成26年度の雪寒対応実績に基づき整理してみた。

そうしたところ、鈴鹿峠では、5cm/h以上の降雪かつ路面温度0℃以下の気象条件下で、また、平野部では、大雪注意報の発令時に、スタック車両の発生が懸念されることが分かった。

b) 雪寒体制の構築

限られた要員や雪氷作業車でスタック車両の発生を防止するためには、凍結防止剤の予備散布や降雪状況に応じた重点的な凍結防止剤の散布が重要である。

このため、降雪開始2時間前から雪氷業者に凍結防止剤の予備散布を開始させたり、降雪開始1時間前から道路巡回要員に気象状況や路面状況の把握をさせたりすることとした。また、災害対策基本法76条の6の適用を視野に入れ、車両の強制移動に必要な要員を待機させることとした。

c) 要員招集などのタイミングの調整

あらかじめ、要員の招集タイミングや雪氷作業車の出動タイミングを調整し、時間軸ごとに割り付けた。また、関係行政機関などとの情報連絡タイミングを調整した。

表－１ 当事務所のタイムライン
雪氷対応タイムライン【鈴鹿峠】

鈴鹿峠		スタック車両が発生するおそれのある降雪 (≧5cm/hかつ路面温度0℃以下を目安)開始の									
		4時間前 (気象会社へ雪氷臨時予測取得)	3時間前	2時間前 (気象会社から雪氷臨時予測取得)	1時間前	降雪開始	降雪開始1時間後	1車線規制するも 複数台スタック発生 (通行止(番掛交差点))	通行不可		
		体制なし		注意体制(支部要員3名)						警戒体制	非常体制
事務所	基本 オペ	【呼び出し】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員	【集集完了一事務所参集】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員	【現地着(待機)】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員	【作業開始】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員	【作業継続等】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 ただし、通行止の必要性が認められたときは、通行止要員として番掛交差点へ移動 【作業継続】 2名:道の駅関係での案内等要員	【通行止】 2名:通行止(番掛交差点)要員 【作業継続】 2名:道の駅関係での案内等要員				
			【呼び出し】 災害法適用が見込まれる場合 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)		【集集完了一事務所参集】 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)	【現地着(待機)】 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)					
			応援要員A						番掛交差点		
			応援要員B						番掛交差点		
	災害法適用が見込まれる場合	【呼び出し】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)		【集集完了一事務所参集】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)	【現地着(待機)】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)	【作業開始】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 2名:道の駅関係での案内等要員 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)	【作業継続等】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 ただし、通行止の必要性が認められたときは、通行止要員として番掛交差点へ移動 【作業継続】 2名:道の駅関係での案内等要員 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)	【通行止】 2名:通行止(番掛交差点)要員 【作業継続】 2名:道の駅関係での案内等要員 【災害法適用後作業開始】 4名:災害法適用時要員(2名:車両移動命令、2名:記録係)	災害法に基づく強制移動		
			応援要員C							番掛交差点	
			応援要員D							番掛交差点	
			応援要員E								
			応援要員F								
			応援要員G								
出張所	基本 オペ	【雪氷業者へ作業指示】 2名:薬剤散布 【維持業者へ作業指示】 2名:道路巡回及び高圧洗浄機車載軽トラック作業要員 2名:その他 維持業者へ、降雪開始後、順次出張所の判断で人員配置指示 2名:車両誘導 2名:グレーダー 【呼び出し】 1名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員	【出張所参集】 1名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員	【現地着(待機)】 1名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員	【作業開始】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員	【作業継続】 1名:道路巡回(降雪状況に応じ、薬剤散布車線へ車両誘導)要員 ただし、通行止の必要性が認められたときは、通行止要員として番掛交差点へ移動	【通行止】 1名:通行止(番掛交差点)要員	災害法に基づく強制移動			
			技術係長						番掛交差点		
雪氷業者		【集集開始】 2名:薬剤散布要員	【雪氷基地参集完了車両点検、薬剤積み込み】 2名:薬剤散布要員	【作業開始】 2名:道路巡回しながら全線薬剤散布	【作業継続】 2名:道路巡回しながら全線薬剤散布	【作業継続】 2名:道路巡回しながら薬剤散布(下り車線は1車線に集中)	→	出張所長の指示に基づく作業			
		薬剤散布要員							→		
維持業者		【参集開始】 2名:道路巡回及び高圧洗浄機車載軽トラック作業要員 2名:その他要員	【現場事務所参集】 2名:現場事務所参集完了車両点検、薬剤積み込み 2名:道路巡回及び高圧洗浄機車載軽トラック作業要員 2名:その他要員	【現場事務所出発】 2名:道路巡回及び高圧洗浄機車載軽トラック作業要員 2名:その他要員	【作業開始】 2名:道路巡回 2名:三重県側の通行止資機材の準備	【作業開始・継続】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、高圧洗浄機車載軽トラック作業開始) 2名:その他要員は、道の駅関係での案内等 【出張所長指示で作業開始】 2名:薬剤散布車線へ車両誘導 2名:グレーダーによる除雪	【作業継続】 2名:道路巡回(降雪状況に応じ、高圧洗浄機車載軽トラック作業開始) 2名:その他要員は、道の駅関係での案内等 2名:薬剤散布車線へ車両誘導 2名:グレーダーによる除雪	【作業継続】 2名:道路巡回または高圧洗浄機車載軽トラック作業 2名:その他要員は、道の駅関係での案内等 2名:通行止(番掛交差点) 2名:グレーダーによる除雪	出張所長の指示に基づく作業		
		道路巡回及び高圧洗浄機車載軽トラック作業要員									
		道路巡回及び高圧洗浄機車載軽トラック作業要員									
		その他要員									
		車両誘導要員									
		車両誘導要員									
		グレーダー									
		グレーダー									
		警察署			出動要請		【作業開始】 道の駅関係での案内等	【作業継続】 道の駅関係での案内等		交通整理等	
		災害等協定事業者			【災害協定に基づく正式要請】 特定業者 【協力要請予告】 レッカー組合、JAF		【出張所長指示で作業開始】 特定業者 【準備依頼】 レッカー組合、JAF	【作業継続】 特定業者		【作業継続】 特定業者 【災害協定に基づく正式要請】 レッカー組合、JAF	

(2) 作成の効果

a) 降雪開始までの確実な体制構築

事務所内のみならず雪氷業者及び維持業者などの請負業者を含め、あらかじめ要員の召集タイミングや雪氷作業車の出動タイミングなどを調整することにより、降雪開始までに要員の招集や雪氷作業車の出動を確実にを行うなどの体制の構築が可能になった。

b) 関係行政機関等との迅速かつ確実な連携の確認

あらかじめ、関係行政機関等との情報連絡のタイミングを調整することにより、降雪開始までの短時間に確実な連携が可能になった。

c) 雪寒対応の見える化による体制強化

事務所内のみならず雪氷業者及び維持業者などの請負業者を含め、それぞれの要員が、雪寒対応の体制や流れの全体像を視覚的に理解し、自らの役割への認識を深めることができた。

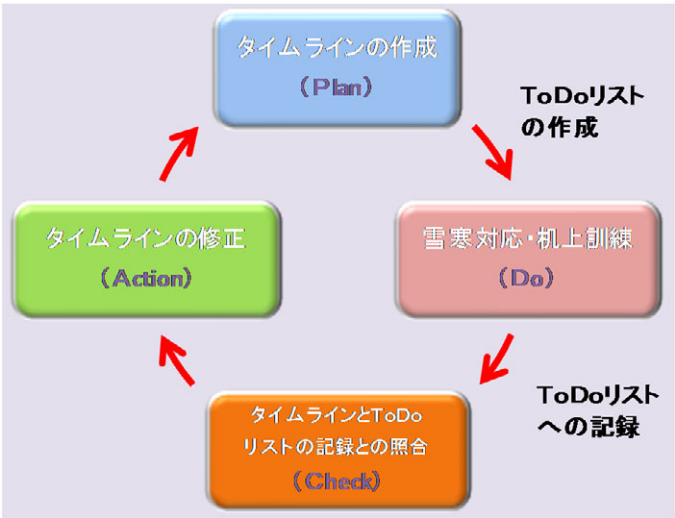
また、事前シミュレーションを行うことができるようになり、後述する ToDo リスト（次頁表－2 参照）を作成することができた。

さらに、タイムラインを、ToDo リストに記録された机上訓練結果や雪寒対応結果と照らし合わせることで、PDCA サイクルによる改善が可能になった（図－1 参照）。

例えば、当初のタイムラインでは、降雪開始 2 時間前に建設業協会に対し災害協定に基づく支援予告を行うこととしていたが、ToDo リストを用いた机上訓練を通じて、このタイミングで正式要請を行わなければ間に合わないことが分かり、タイムラインを見直した。

そして、平成 28 年 1 月 20 日の国道 1 号（鈴鹿峠）における雪寒対応では、見直し後のタイムラインに基づき、降雪開始 2 時間前にグレーダーの出動を正式要請し、グレーダーを追加投入して全車線を除雪したことから、災害対策基本法 76 条の 6 に基づく区間指定をしたものの、強制的な車両移動を行う事態には至らなかった。

こうしたことにより、体制強化を図ることができた。



図－1 PDCA サイクルによる改善

3. ToDo リストについて

(1) 作成の目的

タイムラインに基づいた雪寒対応を迅速かつ確実に実践するために ToDo リスト（次頁表－2 参照）を作成した。

(2) 作成にあたり工夫した点

a) 1 枚ペーパーに集約し優先度の高いものから記載

1 枚ペーパーに情報連絡の手段及び手法を全て網羅した。また、同時並行的に実施しなければならない複数の作業は、優先度の高い順に記載した（図－2 参照）。

誰から	誰へ	実施内容
道路情報班長	道路部道路管理課	災害法76条の6第1項の区間指定に関する事前調整
道路情報班	支部長	災害法76条の6第1項の区間指定及び公安委員会への通知決裁
道路情報班	亀山警察署	公安委員会へ、災害法施行令第33の3の規定に基づく区間指定通知
道路情報班	四日市(津)国道対策班長	看板設置依頼 現地応援班及び維持業者等の配置状況確認依頼 スタック車両を第1走行車線の左側へ強制移動依頼
支部長	局幹部 道路部幹部	局幹部連絡メール、道路部幹部一斉メール ・【役職】●●●、【役職】●●●、【役職】●●●、【役職】●●●
道路情報班	本局管理・交付Gメール、 本局防災課体制報告メール、 所内道路系職員、北勢、紀勢、滋賀国、岐阜国、名国、予備携帯(9台)	体制移行等のメール送信
道路情報班	道路部道路管理課	プレス(案)を道路管理課へ照会及び決裁
情報統括班	道路情報センター	道路情報班による規制情報掲示、路側放送及びHPテロップによる周知、中部地区道路災害情報共有システム入力、体制電光掲示板の指示
道路情報班		関係機関及びマスコミ等にBizFAXにてプレス資料を一斉送信
道路情報班		HPへプレス資料をアップロード
道路情報班	道路部道路管理課	災害法76条の6第1項の区間指定及び公安委員会への通知書を参考送付

図－2 同時並行的作業は優先度の高い順に記載

表-2 雪寒対応 ToDo リスト【注意体制時の実施項目を抜粋】

◎【注意体制】スタック車両の発生のおそれのある降雪開始2時間前

誰から	誰へ	実施内容	備考	チェック	時間
道路情報班 ()	道路情報センター()	体制電光掲示板指示		☐	:
		現地応援班の事務所出発時間の確認	出発時間: 時 分	☐	:
支部長	道路部幹部	道路部幹部一斉メールへ送信 ※道路部幹部 ・【役職】●●●● ・【役職】●●●● ・【役職】●●●● ・【役職】●●●● ・【役職】●●●●	【メール送信先】 道路部幹部一斉メール:xxxxxxxxxxxx@xxxxx 【メール文案】 ・見出し:【三重】雪水注意体制 ・本文 道路部関係各位(幹部) 三重河川国道事務所長の●●●です。 雪害による注意体制設置の報告です。 1. 体制: 注意体制 2. 理由: ●時から降雪が予想され雪害の懸念があるため 3. 日時: ●●年●月●●年●時●分(24時間表示) 4. 配置人数: ●名 5. 連絡窓口: 道路管理第一課 ●● M●●●●-●●●●	☐	:
道路情報班 ()	本局管理・交対Gメール、本局防災課体制報告メール、所内道路系職員、北勢、紀勢、滋賀国、岐阜国、名国、予備携帯(9台)	注意体制入り連絡のメール送信	【メール送信先】 本局:管理・交対 <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 高規格道路管制官 <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 高規格管制員① <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 高規格管制員② <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 本局防災課体制報告 <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 所内道路系職員一斉(携) <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 近隣事務所(北勢紀勢滋賀名国岐阜) <xxxxxxxxxxxx@xxxxx> 予備携帯9台のメールアドレスは、所内道路系職員一斉(携)に含まれています 【メール文案】 ・見出し:【三重】雪水注意体制 ・本文 三重河川国道 道路管理第一課の●●●です。 雪害による注意体制設置の報告です。 1. 体制: 注意体制 2. 理由: 除雪優先区間 番号②(予定区間の記載) 1号【番掛交差点(429.3kp)から鈴鹿トンネル 坑口手前(433.5kp)】 気象予測: 最低気温●℃ 最大降雪量●cm/h(●時頃) 3. 日時: ●●年●月●●年●時●分(24時間表示) 4. 配置人数: ●名 5. 連絡窓口: 道路管理第一課 ●● M●●●●-●●●● 6. 現地対応状況:	☐	:
気象会社	メール登録職員	気象会社からメール登録職員にメール送信される、雪水判断臨時予測を確認 ※メール登録職員: ●●●●、●●●●、●●●●	【参考: 中部道路気象情報HP】 http://xxxxxxxxxxxxxxxx 操作方は別紙-1	☐	:
道路情報班長	支部長	災対法適用時要員の呼出し必要性の有無確認		☐	:
	災対法適用時要員	(必要に応じて)災対法適用時要員の呼出し		☐	:
道路情報班 ()	本局 道路情報センター 【本局 高規格道路管理センター】() 滋賀国道() 亀山警察署() 甲賀警察署() 亀山市建設部() 道の駅閑宿() ●●●●(近隣住民) ●●●●(近隣住民) 三重県県土整備部() NEXCO中日本() NEXCO西日本() 滋賀県土木交通部()	関係機関等へ電話による体制報告または連絡 相手方(他の道路管理者)の道路状況等を確認	M●●●●-●●●● 【M●●●●-●●●●】 昼間: M●●●●-●●●● 夜間: M●●●●-●●●● 昼間: TEL: xxxxxxxxxxxxxx 夜間: TEL: xxxxxxxxxxxxxx TEL: xxxxxxxxxxxxxx 昼間: TEL: xxxxxxxxxxxxxx 夜間: TEL: xxxxxxxxxxxxxx 昼間: TEL: xxxxxx(窓口: ●●) 夜間: TEL: xxxxxx(窓口: ●●●) TEL: xxxxxxxxxxxxxx(※夜遅い時は電話しない) TEL: xxxxxxxxxxxxxx(※夜遅い時は電話しない) TEL: xxxxxxxxxxxxxx TEL: xxxxxxxxxxxxxx TEL: xxxxxxxxxxxxxx TEL: xxxxxxxxxxxxxx	☐	:
四日市(津)国道対策班長	特定業者	災害協定に基づく正式要請 →正式要請した旨を道路情報班に連絡	●●土木: TEL xxxxxxxxxxxxxx ●●建設: TEL xxxxxxxxxxxxxx ●●建設: TEL xxxxxxxxxxxxxx	☐	:
道路情報班 ()	建設業協会() レッカー事業協同組合() JAF中部本部()	特定業者に正式要請した旨の連絡 協力要請予告	●●支部: TEL xxxxxxxxxxxxxx TEL: xxxxxxxxxxxxxx(窓口: ●●●) TEL: xxxxxxxxxxxxxx(窓口: ●●●)	☐	:
道路情報班 ()		(適宜)隣接事務所の体制及び道路状況等を確認	滋賀国(Mxxxx)、北勢(Mxxxx)、紀勢(Mxxxx)、名国(Mxxxx)、岐阜国(Mxxxx)、JARTIC: http://www.jartic.or.jp/	☐	:

b) コピー & ペーストの活用

ToDo リストのエクセルデータを活用することで、メールの宛先、見出し及び本文などが全て赤枠箇所（図－3 参照）からのコピー＆ペーストにより作成できるようにした。

【メール送信先】 本局：管理・交対 <xxxxxxxxxxxxxxxx> 高規格道路管制官 <xxxxxxxxxxxxxxxx> 高規格管制員① <xxxxxxxxxxxxxxxx> 高規格管制員② <xxxxxxxxxxxxxxxx> 本局防災課体制報告 <xxxxxxxxxxxxxxxx> 所内道路系職員一斉(機) <xxxxxxxxxxxxxxxx> 近隣事務所(北勢、紀勢、追分、名園、岐園) <xxxxxxxxxxxxxxxx> 予備携帯9台のメアドは、所内道路系職員一斉(機)に含まれています 【メール文案】 ・見出し【三重】雪氷注意体制 ・本文 三重河川国道 道路管理第一課の●●です。 雪害による注意体制設置の報告です。 1. 体制：注意体制 2. 理由：除雪優先区間 番号⑨(予定区間のみ記載) 1号【番掛交差点(429.3km)から館原トンネル 坑口手前(433.5km)】 気象予測：最低気温●℃ 最大降雪量●cm(●時頃) 3. 日時：●●年●月●年●時●分(24時間表示) 4. 配置人数：●名 5. 連絡窓口：道路管理第一課 ●● M●●●●—●●● 6. 現地対応状況：	メール宛先は以下をコピー&ペースト xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx; xxxxxxxxxxxx@xxxxxx 注意 外部メールは10件を超えると送信エラーとなるため、宛先を追加する際は留意すること。
---	--

図-3 エクセルデータの活用事例

c) 道路情報板等の案文の記載及び様式の添付

災害対策基本法 76 条の 6 の適用時の道路情報板及び路側放送の案文を記載したり、各種様式及び記者投込み資料をあらかじめ箇所ごとに作成し（図－4 参照）、添付したりしておくことで、災害対策基本法 76 条の 6 に基づく区間指定の周知を円滑にできるようにした。

d) 情報連絡の取りこぼし防止など

情報連絡の取りこぼし防止のため、いつ、誰から誰に情報連絡等を行ったかの記載欄を設けるとともに、実施済みか否かがすぐ確認できるようチェック欄を設けた。

また、FAX の着信確認欄に、「相手方（他の道路管理者）の道路状況等を確認」などの文言を付け加えることで、他の道路管理者の道路状況も確実に入手するようにした。



国土交通省 中部地方整備局
三重河川国道事務所

平成 年 月 日

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、一時分り道1号（三重県桑名市長島町東殿名地先～三重県四日市市中部地先 間）を間指定します。

なお、必要に応じ放置車両・立ち止ま車両の移動等の作業を行います。

様式-1

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の4第1項の規定に基づき、下記の区間を（指定）する。

大體による災害
76条の6第1号

様式-2

平成 年 月 日

国土交通省中部地方整備局長

（各区間指定の組合）

路線名	区間	延長 (m)	備考
国道1号			新規

配布先

問い合わせ先

連絡先
電話番号

連絡の状況を知

災害対策基本法第76条の4第1項の規定に基づき（指定区間）

災害対策基本法第76条の4第1項の規定に基づき（指定区間）

指定区間：国道1号
（桑名町桑名町西町南町東町～三重県四日市市中部地先間）

指定区間：緊急車両の通行を確保するため（指定区間）

災害対策による指定道路区間



添付資料

図-4 各種様式等をあらかじめ箇所ごとに作成

(3) 作成の効果

a) 雪寒対応のブラッシュアップ

ToDo リストによって、実際の雪寒対応を想定した詳細な机上訓練を行うことができるようになり、事前に雪寒対応のブラッシュアップを図ることができた。

例えば、体制移行のメール連絡については、図－５の改善前（訓練で使用）から図－６の改善後（実際の雪寒対応で使用）の
とおり充実を図ることができた。

誰へ	事象	備考
本局管理・ 交対G、所 内道路系職 員	三重河川国道災害対 策支部（道路・雪 害）注意体制 メール 送信 【別紙1】	



図-5 改善前（訓練で使用）

備		備考
道路部幹部 ※道路部幹部	実施内容	【メール送信先】 <u>道路部幹事一斉メール</u> :<> 【差支覚知】 ・見出し：【三重】雪水注意体制 ・本文 道路関係各位（幹組） 三河川国連事務所の長の。です。 管内による注意体制設置の轉達です。 理由：●時から降雪が予想される際の懸念があるため ①日陰：●年々月●年●分は4時間表示 ②配座人数 ●名 ③連絡窓口：道路管理第一課 ● M●●●-●●●●
本局管理・交対G メール、本局防災課 体制報告メール、所 内道路系職員、北 勢、紀勢、筑賀國、 岐阜國、名國、予備 携帯(9台)	注意体制入り連絡の メール送信	【メール送信先】 本局_管理・交対< > 高規格道路制度管< > 高規格管制員①< > 高規格管制員②< > 本局的災害対策情報④< > 市内道路系職員一斉(携)< > 近隣事務所⑤(劣勢紀勢、遠芝、國岐)⑥< > 予備携帯9台のアドホは、市内道路系職員一斉(携)に含まれてします 【差支覚知】 ・見出し：【三重】雪水注意体制 ・本文 三河川川国連 道路管理第一課のもの。です。 管内による注意体制設置の轉達です。 ①体制：注意体制 理由：降雪後施設開放 番号訂正(予定区域のみ記載) 1号(寄附地と定座 423.57km)から路面トンネル 出口手前(433.57km) 気象予測：最低気温℃で 最大降雪量cm/h(●時頃) ③日時：●年●月●年●分は2時間表示 ④配座人数 ●名 ⑤連絡窓口：道路管理第一課 ● M●●●-●●●●

図-6 改善後（実際の雪寒対応で使用）

b) ノウハウの蓄積及び共有

ToDo リストを作成したことで、雪寒対応や机上訓練を通じて実務者が培ったノウハウが蓄積されるため、誰が雪寒対応に携わっても一定レベル以上の対応ができるようになった。

c) 迅速な対応

ToDo リストによって雪寒対応のノウハウが共有されたため、同時に複数の情報連絡を行わなければならない場合でも、要員間で分担ができ、迅速な対応を行うことが可能になった。

4. ToDo リストのサミット対応への活用

当事務所は、平成 28 年 5 月 24 日～28 日までの間、サミット特別体制を執り、体制期間中の情報連絡でも ToDo リストを活用した。

例えば、交通事故による道路損傷及び通行止については、あらかじめ中部地方整備局道路部が作成した情報連絡シナリオ（図－7 参照）に ToDo リストを追加したところ（図－8 参照）、必要な情報連絡の流れが「見える化」でき、訓練の充実と体制の強化を図ることができた。

また、サミット特別体制期間中の 5 月 27 日 15 時頃、三重郡川越町の国道 23 号で、乗用車の単独事故により中央分離帯の遮光フェンスが約 12m にわたり損傷したとの報告が、前線基地から対策本部に入った。

当時、イタリアの首脳が陸路で賢島から中部国際空港に向かって移動中であったため、速やかな復旧が求められたが、ToDo リストを活用した事前訓練のとおり迅速かつ確実な情報連絡を行い（図－9 参照）、短時間で応急復旧を完了し、車線規制を解除することができた。

13:10 バト班 → 三重河川国道事務所 → 道路部

事故現場の状況を報告。
国道 23 号伊勢 IC 南交差点にて、大型車 2 台の出会い頭衝突事故。
ドライバー 2 名は、救急搬送中。
車両は交差点を塞ぎ、国道 23 号上下線が通行止め。
警察の現場検証が開始。
警察にてレッカー車の手配済み。
事故処理には 1 時間ほど係る見込み。
道路損傷としては、道路照明柱が歩道側に倒れ、撤去作業及び応急復旧作業が必要な状況。

図－7 中部地方整備局道路部が作成したシナリオ

13:10 【事故状況の報告】

- ・バト班【事故状況把握及び「くしの歯防災システム」入力】 ☐
- ・バト班 → 【勢田川】班長【台詞 C】 ☐
- （発信者： ）（受信者： ）（ ）（ ）
- ・【勢田川】班長 → 【事務所】情報連絡班【台詞 C】 ☐
- （発信者： ）（受信者： ）（ ）（ ）
- ・【事務所】情報連絡班 → 本部長 ☐
- ・【事務所】情報連絡班 → 前線基地一斉連絡【台詞 C】 ☐
- （発信者： ）（ ）（ ）（ ）
- ・【事務所】情報連絡班 → 情報センター【情報表示板掲出指示】 ☐
- （道路情報板掲出文案・・・）
- 『国道 23 号 伊勢市楠部町 上下線 事故通行止』
- ・【事務所】情報連絡班 → 【道路部】【台詞 C】 ☐
- （発信者： ）（受信者： ）（ ）（ ）

バト班 → 【勢田川】 → 三重河川国道事務所 → 道路部

【台詞 C】

これは訓練です。
事故現場の状況を報告。
国道 23 号伊勢 IC 南交差点にて、大型車 2 台の出会い頭衝突事故。
ドライバー 2 名は、救急搬送中。
車両は交差点を塞ぎ、国道 23 号上下線が通行止め。
警察の現場検証が開始。
警察にてレッカー車の手配済み。
事故処理には 1 時間ほど係る見込み。
道路損傷としては、道路照明柱が歩道側に倒れ、撤去作業及び応急復旧作業が必要な状況。

図－8 ToDo リストを活用し「見える化」

5. おわりに

以上に述べたとおり、タイムラインや ToDo リストは、雪寒対応などの危機管理対応のブラッシュアップやノウハウの蓄積共有に大変有効なツールである。

当事務所は、今後も、危機管理対応にタイムラインや ToDo リストを積極的に活用して行きたいと考えている。



図－9 対策本部の対応状況